

# 平成29年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成29年12月6日(水) 午前9時30分～午前10時26分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	石田陽一	副委員長	○	磯辺香代
委員	○	出口芳伸	委員	○	大島昌弘
〃	○	松本賢一	〃	○	村尾光子
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
総合政策部長	長 勲	総務部長	山中庄一
市民生活部長	手塚俊英	会計管理者	柏崎義之
総合政策課長	谷田貝明夫	市民協働推進課長	関久雄
総務人事課長	清水光則	財政課長	梅山孝之
契約検査課長	直井満	税務課長	野口範雄
安全安心課長	山中利明	市民課長	所光子
環境課長	福田充男	行政委員会事務局長	上野和憲

事務局			
職	氏名	職	氏名
事務局長	星野登	議事課長	五月女治

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 石田委員長

3. 概要録署名委員 松本委員

## 4. 事件

### (1) 付託事件審査について

議案第63号 平成29年度下野市一般会計補正予算（第5号）【所管関係部分】
---------------------------------------

#### 補足説明

●総合政策部長：このたびの補正については、地方創生推進事業の追加をするものである。主な内容は、下野市のシティプロモーションの一環として作成したアニメーションを活用し特典映像つきブルーレイディスクの作成、アニメに出てくる下野市各所をめぐるスタンプラリーの開催、並びにアニメ情報誌への広報掲載等を実施するものである。事業費の一部については、地方創生推進交付金の採択を受けたことから、総務費国庫補助金として175万9,000円を計上している。

情報管理費の社会保障・税番号制度システム整備事業については、9月の第3号補正により旧姓登録可能とするシステム改修費を計上したが、このたび国から本年度のシステム改修の内容が確定したことにより計上したものである。本年度改修部分の主な内容は、総務省所管の旧姓登録システムの分析・設計並びに厚生労働省所管の日本年金機構との連携テストとなる。なお、国からは、旧姓登録システムの実質改修事務については来年度当初予算計上するよう指示があったところである。

#### 質疑・意見

##### [歳入]

#### 15款2項1目 総務費国庫補助金

- 大島委員：社会保障・税番号制度システム整備費補助金について、旧姓を登録するとのことだが、旧姓登録者の割合はどのくらいになるのか。また、本市における税番号制度の登録状況及び国が目指しているパーセンテージを伺う。
- 総合政策課長：旧姓登録については、希望者が登録できるということになるので割合という形ではない。
- 市民課長：マイナンバーカードについては、下野市は現在8%前後となっている。10%を目途にしているが、本人申請主義であり、カードのメリットがいまだ見えていない状況である。写真付きで身分証明書になるものなので、勧奨はしているところであるが、なかなか普及が進んでいない状況である。
- 出口委員：地方創生推進交付金が175万9,000円計上されているが、歳出の企画費財源内訳では国県支出金が135万9,000円である。40万円の差額があるが、この関係を説明願う。

- 総合政策課長：地方創生推進交付金については、アニメーション活用に関する補助金が148万7,000円である。一方、総務費補助金のわがまち未来創造事業補助金が40万円の減となっている。当初、ツール・ド・とちぎにわがまち未来創造事業補助金を見込んでいたが、県が地方創生推進交付金に切り替えたためその申請をした。その結果、27万2,000円の交付金を受けた。地方創生推進交付金については、アニメ分で148万7,000円、ツール・ド・とちぎ分で27万2,000円となる。わがまち未来創造事業補助金については、皆減となる。
- 村尾委員：地方創生拠点整備交付金892万5,000円が計上されているが、これは何の事業に対して交付されるものなのか。
- 総合政策課長：グリムの館のお菓子の家整備事業に対するものである。歳出は9月の補正で計上している。
- 村尾委員：9月補正の段階では一般財源だったのか。
- 総合政策課長：一般財源であったので、今回は財源の振替を行う。
- 磯辺委員：地方創生推進交付金について、当初予算の時に2分の1の国庫補助を見込んで予算化されたと思うが、これで2分の1いただけたのかを伺う。
- 総合政策課長：補助対象外の事業もあり、今回計上した額には補助対象外の事業も含まれている。このため、今回歳出計上した額の2分の1の補助金はいただけてはいない。
- 磯辺副委員長：それでは、補助対象の部分については2分の1をいただけたと理解してよろしいか。
- 総合政策課長：そのとおりである。
- 磯辺副委員長：確か、6月か9月の常任委員会の時に、一度申請したけれどもいいただけないことになり、再度補助金を求めるという説明があった。その時私は当初予算に計上された全額の2分の1と解釈していたが、補助対象ではないものはどの事業であるのか。
- 総合政策課長：補助対象とならないものは、ブルーレイディスクの製作販売、アニメのPR事業である。
- 磯辺副委員長：地方創生推進交付金について、「現在は2分の1の国庫補助金がもらえるとなっているが、どこかで審査して、この事業には与えない、この事業には与えるということをしている。なぜこのようなことをするのか。」というようなことを京都府の知事が言っているのを新聞で読んだ。下野市についてもそのように裁定されたのか。1回目はいただけなかったのに、もう1度お願いしたらいただけるというのは、そのさじ加減はどのようになっているのか。来年度もこの事業を続けられると思うが、どのように考えて補助金申請をしたらいいのかわからない。同じ申請をしてもらえたわけではないと思うので、どこかをかえて申請したのかもしれない一国のさじ加減がどこにあるのか、どのようにお考えか。

- 総合政策課長：この事業によって活力を生む、地方の地域振興を図る、活性化、稼ぐ力とか、そういったことが見込まれるものが補助対象になっていると考えている。今回は、前回の申請と比べて、地方の稼ぐ力という点にポイントを絞って申請し、補助の採択をいただけたというふうに思っている。
- 磯辺副委員長：事業が、それなりのきちんとした効果が見込めるかというところではないかと思うが、そういうことではないのか。例えば、PRのビデオをつくるにしても、なんとなく作っても実質的な効果に結びつかないということもあると思う。今、映像の業界、アニメやビデオをつくる業界にとっては特需状態になっているかと思うが、それをもっと効果的にやれということではないかと思うが。
- 総合政策課長：副委員長の言われるとおおり、今回の事業が下野市にとって経済循環を促すなどの効果があるということが国に認められて今回採択を受けられたのかと思っている。
- 村尾委員：ただいまのところ、アニメのPRをとちぎテレビに委託するという事業については補助対象外ということになったが、これは1月の下野市の合併記念日に放映する、あの番組に230万円かかると理解してよろしいか。
- 総合政策課長：1月10日の放送については、今回の補正ではなく、既に発注しているアニメーション作製の契約の中に入っている。今回のPRについては、アニメの全国的な情報紙があり、そちらへの広告・PR費用等を見込んでいる。

## 〔歳出〕

### 2款1項7目 企画費

- 出口委員：地方創生推進事業のアニメーション活用移住定住促進プロジェクト業務の委託先を伺う。
- 総合政策課長：ブルーレイディスクの作成など活用プロジェクトについては市観光協会に委託する予定である。ほかに、アニメのPRについては、作成したとちぎテレビに委託する予定である。
- 出口委員：販売は観光協会、製作はとちぎテレビ、大まかにはそういうことか。関連だが、当初もう少し国の支出金を見込んでいたと思うが、今回の補正で確定になり、今後上積みはないということか。
- 総合政策課長：ブルーレイの製作販売は観光協会、作成はとちぎテレビとなる。推進交付金の今年度の見込みについては、今回の金額で確定になると思う。
- 村尾委員：先日拝見したアニメーション「サクラノチカイ」はここから支出するのか。あれはすでに予算計上されていたが。今回、地方創生推進事業の補正追加額が大きいと思うのだが、何がメインなのか。
- 総合政策課長：今回の補正については、作成ではなく、あくまでPRや活用のためのものである。作成は当初予算に計上している。今回、ブルーレイディスク

クの作成に350万円を予定している。そのほか、アニメを見た方が下野市を訪れスタンプラリー、聖地巡礼をしていただきたいということで、その費用として140万円ほど。その来た方向けに販売するアニメ関連のオリジナルグッズの作成経費として210万円ほど。ほかに、アニメのPR費用に230万円ほどを予定している。

○村尾委員：分かりました。

## 2款2項1目 税務総務費

○大島委員：税務総務事務費の償還金について、先日、法人市民税の還付金という説明を受けた。けさのニュースでは日本経済は上向いているとのことであったが、700万円という償還金は本市にとって景気が良い額であるのか、それとも悪い額であるのか。その辺を含め700万円の設定根拠を伺う。

●税務課長：700万円の根拠についてであるが、今年度は税目ごとに高額な還付が発生している。法人市民税については、平成27年度の確定申告に伴って、28年に中間申告をした事業者があり、それが今年度の確定申告により減額になったということで、約400万円の還付が発生し一番大きな還付となっている。固定資産税の償却資産の申告であるが、27年度にさかのぼり還付申告があり約200万円の還付が発生している。個人市民税については、5年分遡って扶養関係の申告をした方がおり、約100万円の還付が発生している。個人市民税については、それ以外にも細かな増減が発生しているが、相対的に高額な還付が発生しているということで、700万円を計上した。

○出口委員：こういった還付金や償還金については、当初予算である程度見込まないのか。

●税務課長：償還金については当初予算で2,600万円ほど見込んでいたが、今年度は高額な還付案件が重なったことにより、補正が発生してしまった状況である。

○出口委員：市民にとっては正当な還付申請であるので、ある程度精度の高い見込み額の計上をお願いしたい。

●総務部長：当初予算の計上は少し甘かった部分もあるかもしれないが、市県民税については、扶養者の関係で5年間遡って申告した方がおり、それで100万円程度。法人関係については医療法人の中間報告があり、そういう特異な事例があったかと思っている。固定資産については、申告の方の資産の見積もりが違っていたということで一太陽光が原因であったと聞いているが、一それを償却資産に上げてきたということである。今後も税務の償還については、見込んでいきたいと思う。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

質疑・意見

- 村尾委員：わがまち特例で税率減になるところがあるようだが、これは平成31年3月31日までの間という条件付きの部分があるが、現在のところ、特例対象になる件数はそれぞれどのくらいあるのか。
- 税務課長：特例対象は現在まだないが、企業型の保育園の関係で、まだ申請はないが、もしかすると該当になるかもしれないところが、市内に建築されている状況である。
- 磯辺委員：わがまち特例の対象になろうとしている市民緑地というものを、初めて聞くため調べてみたら、既に東京都内では盛んに取り組まれていて、これを今後わがまち特例にするということは、下野市もこのような制度を積極的にPRして、どこかに設けようとしているのか伺いたい。これは、税務課だけではなく他の課も関係すると思う。東京都の例では、広いお庭をお持ちの管理が行き届かない所を市民緑地として団体等が管理している。そして、多くの皆さんに見ていただくというように使っているが、改正するということは前向きな意思をお持ちなのか。
- 税務課長：税条例の改正の関係であるが、市民緑地の認定制度の手続きの流れが国から示されているが、一番最初が税条例の改正ということで、みどり法人という呼び方にした上で、事業の方を進めるようになるかと思うが、下野市については東京などと比べると緑も多いという部分で、早急にしないかという問題はあるかもしれないが、手続きに従って、最初に税条例の改正を行ったという状態である。
- 総務部長：税務課長が申し上げたとおり、まずは税条例を改正し、その設置者である団体や企業等から申請があった時点で、市のほうで認めて行くということでこの税条例が適用されるということであるが、東京や千葉等いろいろな所での、企業が自分の土地を市民の方に開放するような動きがあった場合も、市の方で対応していきたいと思っている。今後民間の団体が積極的になった場合には、建設部局との連携を図っていくということでは現在話し合いはしている。
- 村尾委員：例えば企業ではないとしても、私有地を所有者の許可を得て、市民団体が維持管理しているという場合も申請すれば適用対象になるのか。
- 税務課長：団体であるが、自治会が認可地縁団体として登録していただくとか、そのような形で、略称で言うみどり法人と市の方が認めた場合には軽減の対象になっていくかと思う。

- 村尾委員：あくまでも市民団体ではだめで法人格を持たなくてはならないのかとか。例えば、平地林の整備で市民グループの方が2カ所かやっているが、それは県の緑の基金の補助事業で今のところやっているが、そうゆうところを所有者が了解すれば、今後とも維持管理していくということになれば、所有者の固定資産税が軽減されるということになるのか。
- 税務課長：認定団体として認められればということがあって始めて税の軽減を受けられるという形になる。
- 総務部長：市民緑地認定においてはあくまでも都市部において、良好な都市環境に不可欠な緑地を維持することが前提になるかと思う。
- 出口委員：都市部の定義を正確にお願いします。例えば市街化区域は全て都市部であるとか。調整区域は都市部ではないとか。
- 総務部長：国土交通省の資料からの推測の範囲で申し訳ない。確定はしていない。ほとんど市街化区域で間違いないと思っている。土地利用者の空き地や区画整理がされた所の空き地や未利用地の公用地の空き地があった場合の中で、市民の団体がそこを花園にして市民に開放していきたいという申請があった場合市長が認めた場合ということがある。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第67号 下野市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について
-----------------------------------

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第70号 下野市コミュニティセンターにおける指定管理者の指定について
--------------------------------------

質疑・意見

- 村尾委員：説明時にコミュニティセンターは16カ所あって、10カ所が指定管理者にお願いしているとのことであった。その内、今回は9カ所だが、今回更新にならないコミュニティセンターはどこか。
- 市民協働推進課長：その1カ所は、新しくできた薬師寺のコミュニティセンターになる。

- 磯辺委員：仁良川コミュニティセンターについて伺う。仁良川コミュニティセンターの土地の借地料を支払わなくし、固定資産税を免除するようにしたと。差額13万円を指定管理料に上乗せしたとの説明であるが、今まで借地料を払ってきたので、このように改めたのはなぜかという説明をもう一度お願いする。
- 市民協働推進課長：前にも常任委員会で説明させていただいたが、仁良川コミュニティセンターの土地について、公共的な施設ではあるが借地料を払っているということで固定資産税は免除していなかったという経緯がある。今回指定管理料を見直すにあたり、差額分について実際には指定管理であるコミュニティセンターの維持管理に充てたいということがあり。必要な経費については、指定管理料としてみるのが本来ではないか、というところで指定管理料については、今まで充当していた分について計上させていただいている。別の視点から借地料について担当者、コミセンの役員の方々と話し合いする中で公共的な施設を建てているというその借地料については、指定管理料を上げるのであれば、それがなくても維持管理ができるという話し合いの中で、借地料についてはいいんじゃないか、という話になり、公共的な施設を建てて借地料が掛らないということであれば、その分固定資産税についても公共施設が建っているということで、減免ということによろしいのではないかとということで、このような形になった。
- 磯辺委員：そうすると、借地料を支払ってきたというのは、その土地の持ち主が仁良川の自治会という法人化した地縁団体が持っているということで支払ってきたわけですね。他のコミセンの土地がどうなっているのか分からないが、ここだけ特別な例だったわけですね。この方向が妥当なのではないかという判断であって、特に法律や条例あるいは規則とかに基づいたものではないということか。
- 市民協働推進課長：委員がおっしゃられたとおり、法令云々ということではなく、指定管理者との話し合いの中で、それが妥当かなというところで今回の経緯となった。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

要望すべき事項

なし

閉 会